

特定非営利活動法人チャーム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人チャームという。

2. この法人の英語名称は CHARM(Center for Health and Rights of Migrants)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市北区菅栄町10番19号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して健康維持、病気の予防、早期発見、早期対処に関する情報提供と適切な医療専門機関への紹介、検査・相談、医療以外の問題についても、解決のためのサポートを行う。また、感染症に対する偏見や差別を解消し、正しい理解を求める活動を行う。以上をもって、住民の感染症理解と予防とに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、特定非営利活動促進法第2条別表

第1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

第2号 社会教育の推進を図る活動

第8号 人権の擁護又は平和の促進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第11条第1項の規定に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に定める、対象者の中で特に在日・滞日外国人等社会的脆弱性の高い人々を中心に、近畿一円の住民に対し、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ①外国人コミュニティ開発事業
- ②健康相談、紹介、通訳同行事業
- ③HIV等に関する相談、検査、紹介
- ④感染症に対する偏見や差別を解消し正しい理解を伝えるための教育活動
- ⑤生活自立支援のための各種活動
- ⑥外国人の医療状況に関する各種調査事業
- ⑦団体の目的に関する研修事業
- ⑧その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする。

①正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

②学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

③賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の

承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

①死亡したとき。団体にあつては解散したとき。

②会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに
応じず、理事会において退会と決議したとき。

③除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

①この定款又は規則に違反したとき。

②本会の事業活動で取得した情報について守秘義務を守らなかったとき。

③この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

①理事3人以上8人以内

②監事1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員を選任)

第13条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長は理事の中から、その互選により定める。

3 監事は総会において選任する。

4 監事は、理事及び本会の職員を兼任することができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

①理事の業務執行の状況を監査すること。

②この法人の財産の状況を監査すること。

③前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は大阪府知事に報告すること。

④前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、

必要により理事会の招集をもとめること。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選出された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、又任期満了後後任の役員が選出されていない場合は、任期の末日の後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により解任することができる。

- ①心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- ①定款の変更
- ②解散
- ③合併
- ④事業報告及び収支決算
- ⑤役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑥長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑦その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ①理事会が必要と認めたとき。
- ②正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- ③監事が第14条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。ただし前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1・2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、

すくなくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項はこの定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

①日時及び場所

②正会員の現在数

③出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

④審議事項及び議決事項

⑤議事の経過の概要及びその結果

⑥議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録にはその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①総会に付議するべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

①理事長が必要と認めたとき。

②理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は理事長があたる。

(議決等)

第34条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された財産
- ②入会金及び会費
- ③寄付金品
- ④財産から生じる収入
- ⑤事業に伴う収入
- ⑥その他の収入

(資産の管理)

第36条 資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事会において承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- ①会員名簿及び会員の異動に関する書類
- ②収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ①総会の決議
- ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③正会員の欠亡
- ④合併
- ⑤破産
- ⑥所轄庁による認証の取り消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
(残余財産の処分)

第47条 解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項の要件を満たす法人のうち、総会における3分の2以上の議決を経て帰属先を決定するものとする。

第9章 雑則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、定款第40条に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は定款で定めるもののほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - ① 正会員 会費年額 3,000円
 - ② 学生会員 会費年額 2,000円
 - ③ 賛助会員 会費年額 5,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、2002年6月30日までとする。
 - ①理事長 藤山佳秀
 - ②副理事長 武田丈
 - ③理事 後藤哲志
岳中美江
菊池恵美子
榎本てる子
HERRERA・LOURDES・ROSARIO
 - ④監事 有田恵子
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

附則

この定款は、平成19年12月5日から施行する。

附則

この定款は、平成 21 年 9 月 8 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。